

# 共同入札の手続き

## 1 共同入札とは

- (1) ひとつの公売財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。
- (2) 公売物件が不動産（土地や建物）等である場合、共同入札することができます。
- (3) 共同入札される方の中から1人の代表者を決めてください。実際の公売参加申込手続や入札手続等については、当該代表者のログインIDで行います。

## 2 手続きの流れ

- (1) 公売参加申込み  
代表者名でログインIDの取得などを行い、KSI官公庁オークションの公売物件詳細画面から取得した代表者のログインIDで公売参加申込みを行います。
- (2) 書類の送付  
必要書類を公売担当部署あてに書留郵便にて送付してください。  
(本項に記載のない場合でも、必要書類は適宜ご提出ください。)

ア 公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書

※右下余白部分に、必ず「共同入札」と記載してください。

イ 共同入札者持分内訳書

※共同入札者全員の住所（所在地）、氏名（名称）、持分を記入し、印鑑を押印してください。

※共同入札者持分内訳書に記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿等の内容と異なる場合は、公売物件を落札した場合でも所有権移転等の権利移転登記を行うことができませんので、記載の誤りが無いようご注意ください。

ウ 陳述書

※共同入札者全員の陳述書が必要です。

- (3) 公売保証金の納付  
「銀行振込等による公売保証金納付手続き」をご覧ください。公売保証金を納付してください。

## 3 注意事項

- (1) 公売参加申込みが完了した代表者のログインIDでのみ入札できます。参加申込状況、入札した価格などは、代表者のログインIDでログインした場合のみ閲覧できます。
- (2) KSI官公庁オークションサイトからの自動送信メールは、予めログインIDで認証された代表者のメールアドレスのみに送信されます。